

柄谷肇（代表理事・所長）制定

令和1年8月1日

改正 令和1年12月1日

改正 令和2年1月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和2年6月1日

改正 令和3年5月18日

改正 令和4年3月1日

目次

第1章 総則

第2章 研究所の組織

第3章 研究所の職員及び業務分掌

附則

添付図

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人京都光科学研究所（以下「研究所」という。）の組織及び業務分掌に関して必要な事項を定め、業務の適正な運営及び責任体制の確立を図る。

第2章 研究所の組織

（組織機構）

第3条 研究所は、その定款に定める目的及び事業を遂行するため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款の定めるところにより、次の各号に定める機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 代表理事・所長（以下「所長」という。）
- (3) 研究部
- (4) 総務課

2. 当法人の科研費等公的研究費を厳正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的研究費の厳正な運営及び管理を目的として、適正経理推進室（以下「推進室」という）を置く。
また、当法人の業務の適法性及び妥当性の確保に資すると共に、会計処理の適正な運営及び管理

を期することを目的として、最高管理責任者の下に内部監査室を置く。推進室の業務を、一般社団法人京都光科学研究所における科研費等公的研究費の運営・管理に関する規程第 16 条に記す。また、内部監査室の業務を、一般社団法人京都光科学研究所内部監査規程第 11 条から第 20 条に記す。

3. 第 1 項第 3 号の研究部には、次の部を置く。

- (1) 発光基礎研究部
- (2) 発光応用研究部
- (3) 理科教育研究部

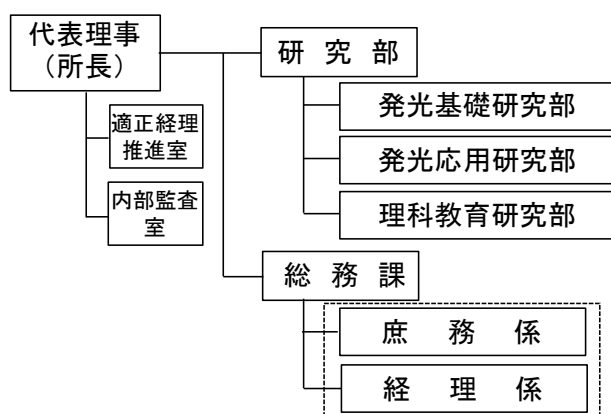
4. 前項の各研究部員には、一般社団法人京都光科学研究所就業規定第 7 条第 1 項に掲げる研究員が就く。同規程第 7 条第 4 項及び第 5 項に記す招聘研究員は、研究協力者として各部の研究を、専門知識の供与、討議等を通してサポートする者である。

5. 第 1 項第 4 号の総務課には、次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 経理係

(組織図)

第 4 条 前条に基づく組織図を次のとおりに定める。



第 3 章 研究所の職員及び業務分掌

(社員総会)

第 5 条 社員総会は、定款に定める職務を遂行する。

2. 理事は、定款に定める職務権限を有する。

(職員)

第 6 条 研究所は、業務遂行のため、次の各号に定める職員を置く。

- (1) 研究部長

- (2) 研究員
- (3) 事務職員
- (その他の職員)

第7条 研究所に、第6条第1項に定めるもの以外の職員を置くことがある。

(職員の業務分掌)

第8条 研究部長は、各研究部の研究及び、その進捗状況を統括する。

2. 発光基礎研究部の研究員は、研究の自由の規則の下、次の各号の業務を行う。

- (1) 発光（生物発光・化学発光・蛍光発光）に関する基礎的な学術研究
- (2) 発光物質・発光生物の研究・開発並びに探索研究
- (3) 上の第(1)号及び第(2)号と関連して、学術論文、総説等への研究成果発表並びに著書の刊行、国内外の学会などにおける発表
- (4) 上の第(1)号及び第(2)号と関連して、国内外の大学等教育研究機関、国及び地方自治体の研究機関、民間企業等との共同研究及び連携・交流

3. 発光応用研究部の研究員は、研究の自由の規則の下、次の各号の業務を行う。

- (1) 発光法に基づく環境有害物質のスクリーニング法・評価法の研究・開発
- (2) 発光法に基づく細胞毒性の可視化法の研究・開発
- (3) 色素増感太陽電池など光応用技術開発
- (4) その他、光科学に関する応用研究
- (5) 上の第(1)号から第(4)号と関連して、学術論文、総説等への研究成果発表並びに著書の刊行、国内外の学会などにおける発表
- (6) 上の第(1)号から第(4)号と関連して、国内外の大学等教育研究機関、国及び地方自治体の研究機関、民間企業等との共同研究及び連携・交流

4. 理科教育研究部の研究員は、研究の自由の規則の下、次の各号の業務を行う。

- (1) 光科学の知見に基づく理科教育の普及・啓発事業
- (2) 光と色の科学とステンドグラスなど光と色の芸術との融合に関する事業
- (3) 光科学に関するセミナー、研究会、講習会、講演会等の計画立案、運営
- (4) 上の第(1)号から第(3)号と関連して、小学生、中学生、高校生あるいは社会人等を対象とした出前授業、講演会あるいはセミナーなどに関する事業

5. 研究部長は、第8条第1項から第4項と関連して、得られた成果を広く学術・教育・芸術の発展に活かす。

6. 代表理事は、研究部長または研究員を兼任することができる。

- (2) 代表理事はまた経理責任者を兼任することができる。

7. 総務課経理係は、研究所の組織運営に関わる経理業務を担当する。また、科研費等公的研究費に関わる発注等の業務を担う。科研費等公的研究費に関わる業務項目を、科学研究所における科研費等公的研究費の運営・管理に関する規程第3章第5条に記す。

8. 総務課庶務係は、研究所の組織運営に関わる庶務業務を担当する。また、科研費等公的研究費に関わる物品検収等の業務を担う。科研費等公的研究費に関わる業務項目を、科学研究所における科研費等公的研究費の運営・管理に関する規程第3章第5条に記す。

(4) その他、業務遂行に必要なすべての事務業務に関すること。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、組織に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和1年9月1日から施行する。

附則（令和1年12月1日）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附則（令和2年1月1日）

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附則（令和2年6月1日）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則（令和3年5月18日）

この規程は、令和3年5月20日から施行する。

附則（令和4年3月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。